

議 第 9 号

市立児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

本市市立児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を下記のとおり制定するものとする。

令和 5 年（2023 年）2 月 16 日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市立児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

新潟県柏崎市立児童クラブ設置及び管理に関する条例（平成 7 年条例
第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

柏崎市立東部児童クラブ	柏崎市橋場町 1 番 6 3 号
-------------	------------------

」を

「

柏崎市立榎原児童クラブ	柏崎市春日三丁目 4 番 3 5 号
-------------	--------------------

」に

改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の第 2 条の表に掲げる児童クラブを利用させるために必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

新潟県柏崎市立児童クラブ設置及び管理に関する条例（平成7年9月22日条例第36号）

改正後	改正前																
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="459 1146 635 2107"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>柏崎市立榎原児童クラブ</td> <td>柏崎市春日三丁目4番35号</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		柏崎市立榎原児童クラブ	柏崎市春日三丁目4番35号	(略)		<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="459 129 635 1090"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>柏崎市立東部児童クラブ</td> <td>柏崎市橋場町1番63号</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		柏崎市立東部児童クラブ	柏崎市橋場町1番63号	(略)	
名称	位置																
(略)																	
柏崎市立榎原児童クラブ	柏崎市春日三丁目4番35号																
(略)																	
名称	位置																
(略)																	
柏崎市立東部児童クラブ	柏崎市橋場町1番63号																
(略)																	